意匠の国際登録に関する ハーグ協定: 主な特徴および利点 WIPO | HAGUE The International Design System

目次

予論	3
誰がハーグ制度を利用できるか	4
保護はどこで得られるか	4
国際出願	5
国際出願の出願	7
国際登録の効果	10
保護の存続期間	10
国際登録簿の変更	11
ハーグ制度を利用する利点	11
ハーグ制度に関するさらなる情報	12

序論

- 1. ハーグ協定は、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局に提出される1つの国際出願によって、ハーグ同盟のメンバーである複数の国および政府間機関において意匠権を取得、維持、および管理するためのメカニズムを提供しています。当該国際出願を行うことで、そこに指定された各締約国(国および政府間機関)において個別の効力を有する1つの国際登録が可能になります。
- 2. したがってハーグ協定では、それまで各国(または各地域)の官庁に対してそれぞれ行わなければならなかった一連の出願すべてが1つの国際出願に置き換わるため、利用者は、複数の市場で意匠の保護を容易かつ迅速に取得することが可能になり、時間の節減とコストの低廉化が図れます。
- 3. ハーグ協定は、以下の2つ*の国際協定で構成されています。
 - 1999年7月2日付のジュネーブ改正協定(以下、「1999年改 正協定」という)
 - 1960年11月28日付のハーグ改正協定(以下、「1960年改正協定」という)
- 4. ハーグ協定の 1999 年改正協定および 1960 年改正協定は自律しており、相互に完全に独立しています。近年では、1999 年改正協定の加盟国は 1960 年改正協定の加盟国を上回っています。(締約国と、各締約国が 1999 年改正協定または 1960 年改正協定に拘束されるようになった日付を記載したリストは、WIPO のウェブサイト(www.wipo.int/hague/en)で入手可能です。)

誰がハーグ制度を利用できるか

- 5. 誰でも、ハーグ協定に基づき国際出願を行うことができるわけではありません。出願をする資格を得るには、出願人は少なくとも下記のいずれか1つの条件を満たす必要があります。
 - a. 締約国、または締約国である政府間機関(欧州連合、アフリカ知的所有権機関など)の構成国の国民である。
 - h 締約国の領域内に住所を有する。
 - c. 締約国の領域内に、現実かつ真正の工業上または商業上の営業所を有する。
- 6. さらに、1999 年改正協定に基づく場合に限り、締約国内に常居所 を有することを根拠に国際出願を行うことができます。
- 7. 出願人が上記の条件を満たす締約国は、1960年改正協定のもとでは「本国」といい、1999年改正協定のもとでは「出願人の締約国」といいます。

保護はどこで得られるか

- 8. 保護が得られるのは、出願人が必要な資格(国籍、住所、常居所または営業所)を有する締約国が締結している協定と同じ協定の締約国に限られます。たとえば、ある出願人が、1999 年改正協定にのみ拘束される締約国を通じて資格を主張した場合、当該出願人は、1999 年改正協定に拘束される締約国(1960 年改正協定にも拘束されるか否かを問いません)において保護を請求することができます。一方、当該出願人は、1960 年改正協定のみに拘束される締約国に関しては、保護を請求する権利を有しません。
- 9. ハーグ制度は、ハーグ協定の加盟国ではない国、またはハーグ協定の加盟国である政府間機関の構成国ではない国において意匠を保護するために利用することはできません。かかる国において意匠を保護するには、出願人には国内出願(または広域出願)をするしかありません。

10. ハーグ協定の加盟国である政府間機関が、国際出願において指定される場合、当該保護は、そのすべての構成国の領域を対象とします。

国際出願

出願の標準的内容

- 11. 国際出願は、WIPO ウェブサイト(www.wipo.int/hague/en)上で利用可能な電子出願インターフェース(E-filing)を通じて、または公式な様式(WIPO のウェブサイトで入手可能)を用いて、(出願人の選択で)英語、フランス語またはスペイン語で提出しなければなりません。事前の国内出願や国内登録、あるいは広域出願や広域登録は必要とされません。
- 12. 国際出願には最大 100 件の異なる意匠を含めることができます。 ただしすべての意匠が国際意匠分類(ロカルノ分類)の同一クラスに属する必要があります。
- 13. 出願には特に、対象となる意匠の複製物、および保護を求める締約国の指定を含めなければなりません。
- 14. 出願人は、意匠の公表を、出願日から、または優先権が主張される場合にはその優先日から 12 カ月(1960 年改正協定の場合)または 30カ月(1999 年改正協定の場合)を上限とする期間、延期するように請求することができます。
- 15. 国際出願は、3種類の手数料の支払い(スイスフランで)を条件とします。すなわち、
 - 基本手数料
 - 公表手数料
 - 各指定締約国に対して、標準指定手数料または個別指定手数料
- 16. 手数料の一覧表および手数料自動計算システムは、WIPO のウェブサイト (www.wipo.int/hague/en/fees) で入手できます。

特定の締約国により要求される具体的な内容 および各締約国に関する情報

- 17. 1999年改正協定の特定の締約国によってなされた宣言も、かかる締約国を指定すると、国際出願に含まれる要素、およびその出願における選択に影響を及ぼすことがあります。また時には、締約国の実体法に関する考慮にも留意する必要があります。
- 18. E-filing のインターフェースを利用して国際出願をする場合、システムは、入力された指定締約国ごとの特定の要件を利用者に自動的に知らせます。または、下記のリンクをご参照ください。
 - 加盟国ページ ハーグ制度の各締約国が行った宣言のリスト、および国内/広域手続に関する情報 (http://www.wipo.int/hague/en/members/index.html)
 - よくある質問 (FAQ) 締約国の指定に関するより詳細な情報 (http://www.wipo.int/hague/en/faqs.html)
 - 審査官庁により意匠の開示が不十分なことを理由として拒絶されることを未然に防ぐための複製物の作成方法に関するガイダンス 特定の締約国の指定に鑑みた、意匠の複製物の作成方法(http://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/how_to/pdf/guidance.pdf)

国際出願の出願

- 19. WIPO のウェブサイトの電子出願インターフェースでは、出願人は 以下の点をご考慮ください。
- 20. 直接出願または間接出願
 - a 国際事務局への直接出願
 - 出願人は、出願人の締約国の法令において、同国の官庁によって実施されるべきセキュリティ・クリアランス手続が義務付けられているかを確認することが推奨されます。これにより、間接出願が求められる場合があります。
 - h (出願人の締約国の官庁を通じた) 間接出願
 - 間接出願は、出願人の締約国が国際事務局に対して、間接出願を受理しない旨を通告していない場合に限られます。
 - 間接出願が認められる場合、締約国の官庁を通じて提出される 国際出願に関して、当該官庁が送付手数料の支払いを出願人に 要求する場合があります。
- 21. 国際出願は、出願人の選択により、オンライン(E-filing)または書面で提出することができます。
 - a. 国際出願を提出する際には、E-filing は、操作が簡単で、最新の機能を備えているため、より容易かつ迅速に実施でき、コストも節減できます。出願人によるE-filingポートフォリオ・マネージャーの使用を支援するため、専用に開発された電子出願のチュートリアルが用意されています
 - (www.wipo.int/hague/en/how_to/efiling_tutorial/index.html).
 - b. 書面による出願の場合、出願人は出願様式(www.wipo.int/hague/en/forms/)に必要事項を記入の上、郵送、またはファクシミリで送ります。電子メールでの提出は受け入れられません。

国際事務局による方式審査

- 22. 国際事務局は、国際出願を受領した場合、意匠の複製物の品質に関する要件や、必要な手数料の支払いなど、それが所定の方式要件を満たしているかを確認します。不備があれば出願人に通知し、出願人は、3カ月間の所定の期限内にかかる不備を補正しなければなりません。これを怠った場合には、当該国際出願は放棄されたものとみなされます。
- 23. 国際出願が所定の方式要件を満たしている場合、国際事務局は、 国際登録簿への記録、さらには国際意匠公報における国際登録の公表を 進めます。公表は、出願人が即時公表または公表の延期を希望しない限 り、国際登録日から6カ月後に行われます。公表は、WIPOウェブサイトで電子的に行われ、国際登録に関するすべての関係するデータ(当該 意匠の複製物を含みます)が含まれます。
- 24. 国際事務局はいかなる形であれ、当該意匠の新規性について評価せず、それに関与しません。したがって、新規性またはその他の実体的理由で国際出願を拒絶する権利を有しません。(実体審査は、各指定締約国の官庁の専属的管轄権に属します。)

各指定締約国の官庁による実体審査: 保護の拒絶を通報する可能性

- 25. 各官庁は、WIPO ウェブサイトにおける公報の発行を通じて、自国が指定されている国際登録を特定することになります。そして、自国の法令に定めがあれば、実体審査を進めます。実際、ハーグ制度の主な特徴の1つとして、各指定締約国の官庁が、自国の国内法規によって定められる保護の実体的条件を満たさない意匠に対し、自国の領域内での保護を拒絶する可能性があります。ただし、方式要件の不順守を理由として拒絶することはできません。国際事務局によって実施された審査後は、かかる要件はすでに満たされているとみなされるからです。
- 26. 保護の拒絶は、WIPO ウェブサイトにおける国際登録の公表から 6 カ月以内に国際事務局に通報しなければなりません。ただし、1999 年改正協定のもとでは、官庁が審査官庁であるか、その法令が異議の申立ての可能性について規定している締約国は、6 カ月間の拒絶期間を 12 カ月間に置き換えると宣言することができます。保護の拒絶は、かかる拒絶を通知した官庁が属する締約国の領域内でのみ効力を有します。
- 27. 拒絶された場合、出願人は、当該意匠を、拒絶を通報した官庁に直接出願した場合であれば与えられたであろう救済手段と同様の救済手段を与えられます。その後の手続は国内レベルでのみ行われ、拒絶に対する不服申立ては、名義人が、期限内に、対応する国内法規に定める条件に従って、当該国の管轄当局に提出しなければなりません。国際事務局は、当該手続には関わりません。
- 28. 拒絶は、その全部または一部について取り下げることができます。 かかる取下げは、国際登録の対象である意匠またはその一部に対する保 護付与の声明の形をとることもあります。

29. 他方、官庁が保護を拒絶する理由を発見しなかった場合、適用される拒絶期間の満了前に、保護を付与する旨の声明を通知することもあります。

国際登録の効果

- 30. 所定の期間内に、指定締約国が拒絶を通報しなかった場合(または拒絶がその後、取り下げられた場合)、国際登録は、当該指定締約国において、当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有します。
- 31. したがって、ハーグ制度は単に国際手続に関する協定であることを強調しなければなりません。保護の実体面は、完全に、各指定締約国の国内法規の問題になります。

保護の存続期間

- 32. 国際登録は、当初5年間効力を有します。さらに5年ごとに更新を行うことができます。各指定締約国に関して、更新により少なくとも15年間、さらに締約国各法令によって認められる合計保護期間の満了まで、国際登録は保護されます。
- 33. 更新の請求は、対応する更新手数料の支払いとともに、国際事務局に提出する必要があります。国際登録の更新は、WIPOのウェブサイト(www.wipo.int/hague/en)で提供される電子更新インターフェース(E-renewal)を通じて電子的に行うことができます。更新は、当該国際登録に含まれている意匠の全部またはその一部に対して、ならびに指定締約国の全部または一部について行うことができます。

国際登録簿の変更

- 34. 国際登録に影響しうる下記項目の変更は、国際登録簿に記録することができます。
 - a 名義人の名称および住所の変更
 - b. 国際登録の所有権の変更(指定締約国の全部もしくは一部に関して、および/または当該意匠の全部もしくは一部に関する所有権の変更)
 - c. 指定締約国の一部または全部に関して、すべての意匠の放棄
 - d 指定締約国の一部または全部に関して、一部の意匠の限定
- 35. かかる変更の記録の請求は、該当する公式の様式を用いて所定の手数料とともに国際事務局に提出しなければなりません。かかる変更に関する情報は国際登録簿に記録され、第三者に知らせるために公報で公表されます。

ハーグ制度を利用する利点

- 36. 意匠の国際登録のためのハーグ制度は、手続の簡素化と費用削減の必要性から制定されました。実際、この制度により、締約国の意匠所有者は、最小限の手続と経費によって自身の意匠に対する保護を得ることが可能になります。とりわけ、保護を求める各締約国で個別の国内出願を行う必要性から解放され、国ごとに異なる手続や言語から生じる複雑な作業を回避することができます。
- 37. ハーグ制度では他にも、国ごとに異なる国内登録の更新期限のそれぞれを監視する必要性、さらには、さまざまな通貨で一連の手数料を支払う必要性もなくなります。

38. 実際、ハーグ協定のもとでは、単一の言語、単一の通貨(スイス・フラン)での手数料一式の支払いにより、単一官庁(国際事務局)において国際出願を一括して行うことによって、出願人は各国意匠権の束を取得することができます。

39. さらに、複数の締約国で効力を有する単一の国際登録を得ることによって、国際登録のその後の管理が大幅に簡素化されます。たとえば、名義人の名称や住所の変更、またはすべての指定締約国またはその一部についての所有権の変更を、国際登録簿に記録することができ、国際事務局を通じて1回の手続を行うことで効果が発生します。

ハーグ制度に関するさらなる情報

40. 意匠の国際登録のためのハーグ制度についての詳細な情報およびツールは、WIPOのウェブサイト(www.wipo.int/hague/en/)で入手可能です。



世界知的所有権機関 (WIPO) 34, chemin des Colombettes P.O. Box 18 CH-1211 Geneva 20 Switzerland

電話番号: +41 22 338 91 11 ファックス: +41 22 733 54 28

WIPO外部事務所の問い合わせ先はウェッブサイトwww.wipo.int/about-wipo/en/offices/をご参照ください。

© WIPO, 2017



表示 3.0 IGO (CC BY 3.0 IGO)

CCライセンスは本著作物上のWIPO が所有しないコンテンツには適用され ません。

WIPO発行番号911J ISBN 978-92-805-2857-2